

令和4年度 第1回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 令和4年5月24日(火) 午前10時から午前11時30分まで
場 所 : 県庁行政庁舎10階 1002会議室(オンライン併用)
出 席 者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和4年度第1回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は4名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告致します。

はじめに、柴田商工金融課長からご挨拶申し上げます。

柴田課長

※あいさつ

事務局

ここで、人事異動により事務局のメンバーに変更がございましたことから、事務局の紹介をいたします。

※事務局の紹介

それでは、蒔苗委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明願います。

事務局

※資料1に基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が1件、変更の届出が1件ありました。届出状況について質疑等はございますか。特にないようですので、次の議題に進みたい

と思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新設】ツルハドラッグ石巻鹿妻店（法第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、議題の(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。はじめに、イ「ツルハドラッグ石巻鹿妻店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室をお願いします。

それでは事務局から届出概要の説明をお願いします。

事務局

※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

本郷委員

D地点で騒音の基準を超過していますが、隣接する飲食店はどのような業態で何時まで営業しているのでしょうか。飲食店も夜間営業をしていれば、騒音の影響はそれほど心配いらなと思うので、確認させてください。

設置者

隣接する飲食店は2店舗あります。一つはラーメン屋で午後7時まで営業しています。もう一つは個人営業のスナックです。その日の客入りによって早く閉店することもあります。基本的には翌日午前0時まで営業しています。

本郷委員

現在のツルハドラッグ店舗も近くにありますが、建物は移転後もずっと空き店舗になるのでしょうか。

設置者

流通店舗に転貸する予定ですが、まだ正式には決まっています。

本郷委員

わかりました。D地点の騒音についてはそれほど問題なさそうですね。

小林委員

住民への説明はこれから行うのでしょうか。

設置者

5月21日（土）に説明会を実施しています。参加者は5名で、ほとんどが近隣にお住まいの方でしたが、特に質問等は出ませんでした。

小林委員

災害時に行政からの要請があれば協力する旨の記載が届出書にありますが、石巻市から協定の締結などの具体的な提案は何かありましたか。

設置者

現在、市から協定の話は出ていませんが、要請があれば協定を結ぶ考えです。災害時の実績としては、東日本大震災で被災した際にも可能な限り営業を続けて、近隣住民の方々には感謝されました。行政との協定の有無にかかわらず、災害時でも可能な限り営業するというのがツルハドラッグの基本的な方針になっています。

小林委員

搬入車両が出入りする出入口3は住宅街に面していますが、警察との協議では何か指導事項等がありましたか。

設置者

石巻警察署からは特に指導はありませんでした。県警察本部からは北側の道路が幅員4.7mと狭いため、搬入車両がそちらを通らないように注意するよう指導がありました。なお、搬入車両の計画としては、一日5台のトラックを想定していますが、実態として朝の1～2台で十分だろうと考えています。また、北側に住居がありますので、搬入時間は登下校時間に被らないようにします。

小林委員

廃棄物保管施設が出入口から離れていますが、廃棄物の収集車両はどこから入るのでしょうか。

設置者

荷さばきと同様に出入口3から入ります。距離は少し遠いですが、発生する廃棄物はスーパーと違って段ボールやビニール類がほとんどですので、手に持って歩いてトラックまで積み込

みを行います。

小林委員

騒音も荷さばきと同じ場所で予測していただいているということですね。

設置者

はい、そうです。

蒔苗委員長

搬入車両について確認ですが、前進で入るといふことよろしいでしょうか。

設置者

はい、前進で入って営業時間外はバックして出入口3から出る予定です。ただし営業時間内の場合にはバックをすると危ないため、荷さばき施設北側のチェーンを外して、そこから出るように警察から指導を受けています。

蒔苗委員長

出入口1と2については警察との協議で何か指導等ありましたか。

設置者

警察からは指導がありませんでしたが、道路管理者から出入口2と隣接地との距離を離すように指導がありました。

蒔苗委員長

店舗北西側の隣接する住居の方とは特に問題なく話はされているのでしょうか。

設置者

そちらの住民の方は現在の店舗のオーナーであり、出店計画についても説明を行っています。

蒔苗委員長

わかりました。他には何もないのでしょうか。では、この件については終了いたします。出店者の方は退席願います。

ロ【新設】(仮称)ヨークタウン塩竈舟入(法第5条第1項)

蒔苗委員長

続きまして、ロ「(仮称)ヨークタウン塩竈舟入」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室をお願いします。

それでは事務局から届出概要の説明をお願いします。

事務局

※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

本郷委員

コメントになりますが、特に夜間の騒音レベルにおいて、騒音の基準は満たされているものの計画地南側に隣接する住居周辺の騒音値が高いように見受けられます。今後営業する上で地域住民とのトラブルを避けるためにも騒音値が高いということに配慮してください。また、住居の方から苦情があった場合も配慮をお願いします。

設置者

御指摘がありましたとおり、準工業地域における騒音の基準50デシベルは満たされていますが、住居系の用途地域における基準値である45デシベルは少し超えた予測になっています。このことについて、騒音の発生源が定常騒音ではなく車両走行音ということから、開店後に住居の方から苦情等があった場合はそれぞれ個別の対応をしていきたいと考えています。また、苦情が発生する前においても店舗の方で音が大きいという状況が確認でき次第、対応が必要になると考えています。

小林委員

地元説明会を開催しなかったということですが、地域住民から意見等ありましたか。

設置者

説明会の代替として、店舗の計画概要を新聞折込チラシに入れましたが、今のところ意見等はありません。また、追加の対応として、隣接する3町内会の会長にそれぞれ20部配布し、回覧等の対応をお願いしています。

小林委員

警察との協議も調整済とのことですが、何か指摘事項等ありましたか。

設置者

塩釜警察署、県警察本部および仙台土木事務所に確認をしましたが、今のところ指摘は出ていません。

小林委員

騒音予測C 4地点の住宅に関して、夜間には車のライトがこの住宅に射し込む可能性が十分にありますが、計画上配慮はしていますか。

設置者

工事着工前の3月にC 4地点の住宅5軒に御挨拶をした際に、個別にフェンス等の設置の協議をしました。何軒かの住宅からは回答をいただいております。現場と検討しながらそれぞれの住宅の方の要望に合わせた対応をしています。なお、近隣の保育所や小中学校、町内会長にも着工前に説明をしています。

蒔苗委員長

計画地南側の道路について、元の幅員が狭いように感じられますが、実際は事業者の方で4m以上の幅員を確保しているということでしょうか。

設置者

計画地東側の県道の改良に伴って南側の道路も改良しており、幅員は6mに広がっています。

蒔苗委員長

出入口1の車両の出入について、資料27ページで信号機設置と一時停止のケースをそれぞれ設定されていますが、交通規制上は4車線の道路に右折で出庫できるということでしょうか。

設置者

はい、そうです。ただし、案内看板やチラシ配布等で退店に関しては右折しないよう周知することを考えています。

蒔苗委員長

信号機設置に関する協議等ありましたか。

設置者

地域住民から信号機設置の要望が出ており、それに伴って資料27ページのとおり信号機設置のケースを解析しました。

蒔苗委員長

わかりました。状況に応じて適切な誘導をお願いします。

設置者

わかりました。

蒔苗委員長

そのほか質問はよろしいでしょうか。では、この件については終了いたします。出店者の方は退席願います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ【新設】(仮称)ドラッグストアモリ大崎市古川店(法第5条第1項)

蒔苗委員長

続きまして、議題(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、審議を行います。

イ「(仮称)ドラッグストアモリ大崎市古川店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料4に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。

特に無いようなので、説明のとおり進めてもらうこととします。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について

イ【変更】イオンモール新利府 北館 南館(法第6条第2項)

蒔苗委員長

続きまして、議題(4)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について、イ「イオンモール新利府 北館 南館」の意見案を事務局から報告願います。

事務局

※資料5に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。
特に無いようなので、説明のとおり進めてもらうこととします。

(5) その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

蒔苗委員長

それでは、本日の議題はこれですべて終了いたしました。次回は7月～8月頃に開催予定ですのでよろしくをお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。